

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（106）」
2. 日時：平成29年4月3日 13時30分～19時00分
3. 場所：原子力規制庁 7階A会議室、7階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、大塚安全審査官、近田安全審査官、
皆川安全審査官、高嶋原子力規制専門員

（安全技術管理官（システム安全担当）付）

小野主任技術研究調査官、江口技術研究調査官、加藤技術研究調査官、江畑
技術参与、小西技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員（発電管理室室長（許認可担当）） 他
14名

東北電力株式会社：東通原子力発電所 総務課 副調査役

中国電力株式会社：電源事業本部 担当課長（炉心技術）

電源開発株式会社：炉心・安全室 安全技術タスク 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 安全技術グループ 主任

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力安全評価チーム主任

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、平成29年1月31日に提出を受けた『「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』並びに『重大事故等対処設備について』及び『東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価』を用いて、東海第二発電所の重大事故等対策の有効性評価（炉心損傷防止対策）のうち、崩壊熱除去機能喪失（TW（RHR故障））及びL O C A時注水機能喪失の対策について、説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

- 被ばく評価の条件設定の考え方について説明すること。
- サプレッション・チェンバ側ベントが実施できない場合の想定（弁の故障、操作場所の環境条件等）について説明すること。
- 残留熱除去系ポンプによって、サプレッション・チェンバ側スプレイとドライウエル側スプレイの両方を実施するシーケンスを明確にするとともにその考え方を示すこと。

- 解析における水位と水温の条件設定の考え方について、説明すること。
- 手順着手に関して、炉心損傷の有無の判断基準を整理し説明すること。
- 本事故シーケンスグループにおけるLOCAの破断面積の代表性について説明すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価